

平成22年11月29日
市民部文化スポーツ課

宮崎市佐土原武道館の指定管理者候補者選定について

宮崎市佐土原武道館指定管理者については、次のとおり候補者となる団体を選定しました。
なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成22年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体等の名称

財団法人宮崎県公園協会

(2) 代表者名

理事長 金谷弘美

(3) 主たる事務所の所在地

宮崎市村角町東原3113番地

(4) 設立年月日

昭和37年11月17日

(5) 設立目的

県の施策に即応し、県立の都市公園その他施設等の健全なる運営を図り、県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

宮崎県総合運動公園及び県立青島亜熱帯植物園の指定管理者業務

特別史跡公園西都原古墳群の指定管理者業務

県立阿波岐原森林公園の指定管理者業務

萩の台公園の指定管理者業務

宮崎市国際海浜エントランスプラザの指定管理者業務

宮崎市久峰総合公園の指定管理者業務

宮崎みたま園の指定管理者業務

県内における花・みどりの啓発及び推進業務

県内の公園、道路等の修景・緑化について、みやざきらしい植物及び管理しやすい植物の研究業務

その他県の委託及び造園工事、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、舗装工事業務

その他この協会の目的達成に必要な事業

(7) 資本金又は基本財産

5,000千円

(8) 従業員数

96人

2. 指定期間（予定）

施設名	指定管理期間
宮崎市佐土原武道館	H23.4.1~H26.3.31

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模
宮崎市佐土原武道館 (宮崎市佐土原町下那珂 12900 番地 2)	敷地面積 3,895.63m ²
	建築面積 759.165m ²
	延床面積 593.824m ²
	※アリーナ等の各面積
	柔道剣道場 522.0m ²
	研修室 23.2m ²
	指導官室 18.0m ²

(2) 業務概要

- ①宮崎市佐土原武道館の貸出に関する業務
- ②宮崎市佐土原武道館の維持及び保全に関する業務
- ③宮崎市佐土原武道館の管理運営に関して市が必要と認める業務

(3) 現在の管理方法

直営

（受付業務、管理業務は生涯学習課佐土原事務所及び文化スポーツ課
鍵の貸出業務は、久峰総合運動公園管理事務所）

4. 事業計画の概要

< 1 > 住民の平等な利用の確保等

(1) 施設の公平な利用策について

① 住民の平等利用の確保

- ・ 利用受付、調整、利用案内、使用許可、設備器具の使用及び利用者や住民からの苦情、意見及び要望等への対応」等、あらゆる場面において、常に公平、公正、平等に対応できるように職員教育を充実し、懇切丁寧な対応を行う。

② 利用者の意見の把握について

- ・ 現在、当協会が指定管理者として管理している久峰総合公園では、公園を利用する様々な団体の各代表や文化スポーツ課・佐土原総合支所の担当者、公園管理者による「久峰総合公園運営協議会」を開催し、より多くのニーズや意見を把握し、業務に反映しているが、今後は佐土原武道館も「久峰総合公園運営協議会」の対象施設として、ニーズや意見を把握し、業務に反映

< 2 > 施設の設置目的を最も効果的に発揮する事業計画

(1) 利用者サービスの向上及び利用者増への取組みに関する提案

① 利用者サービスの向上

- ・ 情報サービス・・・当協会が管理する公園等や佐土原町域社会体育施設とのネットワークを活用した情報発信。
利用案内パンフレットの作成。当協会発行の公園情報誌「パークガイド」に佐土原武道館情報を掲載。
- ・ 他の施設との連携・・・当協会が管理する久峰総合公園や佐土原町域社会体育施設の連携を強化し、イベント等の共催などを通じて利用者サービスと利用拡大を図る。
- ・ 笑顔でコミュニケーション
- ・ 利用案内やコミュニケーションボードの設置

② 自主事業

地域で活動する地域総合型スポーツクラブと連携し、久峰総合公園及び佐土原町域社会体育施設の自主事業のメニューを取り入れて展開。

(2) 施設の管理水準向上のための方策

- ①自己評価システムと維持管理
 - ・ 当協会に「管理チェック部門」の設置
 - ・ PDCA サイクルによって日常業務に反映
- ②適切な保守・点検
- ③巡視と安全点検

< 3 > 当該施設の管理に係る経費の節減

(1) 管理業務の効率化や経費の縮減に関する提案

- ①コスト縮減を進める上での留意点
利用者の安全性や快適性を損なうことなく経費縮減をはかる。
- ②広報やホームページの内部制作
- ③年間事業計画に基づく維持管理
- ④久峰総合公園との一体的管理による経費節減
- ⑤消耗品などの経費縮減
- ⑥インターネットを活用した経費節減
- ⑦公園協会内部のネットワークを活用した経費節減

< 4 > 事業計画に沿った管理を行うための十分な物的能力と人的能力

(1) 職員の配置計画や組織の責任体制

役職	担当業務内容	人数	勤務形態	能力・資格・実務経験年数等
管理責任者	維持管理運営責任者	1	久峰総合公園兼務	久峰総合公園所長 (救急法救急員、防災士)
管理スタッフ	受付・巡回・日常清掃	1	久峰総合公園兼務	久峰総合公園管理スタッフ

(2) 職員の研修計画

プロによる接遇教育

区 分	目標 (資格取得・能力の習得)	頻 度
市民協働、ボランティア育成	・ 運営企画やボランティアとの協働のコーディネート手法の取得 ・ 障がい者グループによる施設利用体験の実施	年1回
市施策教育	・ 地方自治法等の教育、市の施策を理解して運営に反映 ・ 宮崎市公共施設予約案内システムの習得	適宜
緊急対応	・ 普通救命講習受講・救急法救急員の資格取得	年1回
日常業務	・ 全体安全会議、事業計画実績会議	毎月
接遇教育	・ プロによる接遇研修	適宜

(3) 運営上のリスクへの対応策

「体育施設管理マニュアル」を作成するとともに、利用者のケガや事故に備え、職員は救急法の訓練、応急措置一般講習の受講、消防訓練を行う。火災などの万一事故が起きた場合には、当協会作成の「危機管理マニュアル」に従い、落ち着いて迅速に対応。管理瑕疵による事故に備え、施設対象保険に加入。

<5>安全管理

(1) 施設の安全対策

- ①職員による毎日の巡視
- ②利用案内ボードの設置
- ③市との連絡・調整による対応
- ④必要に応じた夜間パトロールの実施

(2) 災害時・緊急時の対応策

- ①災害時・緊急時の対応
利用者を速やか避難。「危機管理マニュアル」「災害対策マニュアル」「異常気象時待機要領」をもとに、緊急配備、情報の入手、市や関係機関への報告・連絡を迅速に行う。
- ②災害避難場所としての役割
日ごろから緊急連絡体制を構築し、地域や行政と協議、防災訓練を実施し緊急時に備える。
- ③緊急時に必要な備品の常備

<6>労働福祉の状況

労働基準法第1条（労働条件の原則）の趣旨を理解し、遵守

<7>環境保護及び障害者の雇用対策

(1) 環境保護への対応

- ①環境保全への啓発
自然体験プログラムや植物・昆虫観察会などを、近隣の久峰総合公園等と連携し、自主事業で開催。
- ②植物発生材の堆肥化
- ③管理事務所としての環境保全への取り組み
当協会作成の環境対策マニュアルに基づき、電力の使用・コピー用紙の使用・水使用等の削減等を行っていく。

(2) 障害者への就労支援

①障がい者など幅広い就労支援に関する考え方

障害者などの雇用については(財)宮崎県公園協会本部、直営の生産苗圃、公園管理事務所など、就業場所を考慮して雇用。今後も事業展開により、雇用拡大。

②関係法令の遵守による職場環境の確保

③障がい者の雇用について

当協会では、法定雇用率1.8%を上回る3.62%の障がい者の継続雇用。

④障がい児・障がい者の就労サポート

5. 選定結果の概要

①非公募による選定

隣接する宮崎市久峰総合公園の指定管理者を佐土原武道館の指定管理者とし、効率的に管理運営を行う。

理由)

佐土原武道館に隣接する久峰総合公園の指定管理者に佐土原武道館を管理させることにより、予約受付、使用料の収納、その他管理業務を円滑に管理することができ、さらに単独で管理するよりも経費の縮減につながるなど、効率的な運営ができるため。

②候補者選定日程

1. 第4回宮崎市社会体育施設指定管理者候補者選定委員会における非公募の決定
平成22年 7月29日
2. 要項及び申請書類様式を該当団体に配付
平成22年 8月16日
3. 指定管理者申請書応募の受付締切
平成22年 9月30日
4. 第7回宮崎市社会体育施設指定管理者候補者選定委員会における最終審議
(候補者の決定)
平成22年10月29日

(2) 宮崎市社会体育施設指定管理者候補者選定委員会 委員名簿

(敬称略)

	役 職 等
会 長	宮崎市市民部次長
委 員	宮崎市スポーツ振興審議会委員 宮崎公立大学教授
〃	佐土原地区体育会 役員
〃	宮崎市スポーツ審議会 委員 宮崎市スポーツ少年団 役員
〃	宮崎市市民部文化スポーツ課長
〃	宮崎市市民部地域コミュニティ課長
	宮崎市市民部生活安全課長

(3) 選定の概況

ア 選定理由

宮崎市社会体育施設指定管理者候補者選定委員会において、対象団体からの申請書類をもとに、「宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」で定める次の基準により、総合的に審査を行った。

- ①事業計画書に基づく当該施設の運営が市民の平等な利用を確保するものであること
- ②事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること
- ③事業計画書の内容が当該施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること
- ④事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること

その結果、指定管理者候補者の事業計画において、①利用者のニーズ・意見を把握し、利用者にとって快適な施設を提供する方策に優れ、②当団体が指定管理者である久峰総合公園や指定管理者として決定した佐土原町域社会体育施設と連携した自主事業展開、③地域総合型スポーツクラブと連携した事業展開などにより、当武道館を適切に、効率的に管理できることが高く評価された。

また、隣接する久峰総合公園の指定管理者としての管理運営実績や、指定期間中の安定的な運営を行えるだけの財務基盤を持つなどの理由から、財団法人宮崎県公園協会を指定管理者候補者に選定した。

イ 審査結果一覧

評価基準		配点	候補者
①事業計画に基づく当該施設の運営が市民の平等な利用を確保するものであること。		90	64
②事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること。		90	66
③事業計画書の内容が当該施設の管理に係る経費の縮減を図るのもであること。		90	65
④事業計画に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること。		180	135
⑤安全管理の状況		60	46
⑥労働福祉の状況		30	22
⑦環境保護及び障害者の雇用等の福祉政策への取組状況		60	42
合計		600	440
提案金額 <参考> (単位:千円)	H23年度	H24年度	H25年度
	1,568	1,568	1,568

提案額がそのまま指定管理料として決定するものではなく、予算査定等を経て、市財政当局の予算査定等を経て、市議会議決により決定するものです。